

	佐世保市総合医療センター	北松中央病院	長崎市立病院機構	福岡市立病院機構	市立秋田総合病院	市立吹田市民病院
第1章 総則	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号以下「法」という。)第22条第1項及び佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成22年3月30日規則第28号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成22年佐世保市規則第28号)第2条に規定する事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び長崎市地方独立行政法人法施行細則(平成24年長崎市規則第26号)の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則(平成21年福岡市規則第139号)の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則(平成26年秋田市規則第26号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院(以下「法人」という。)の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び吹田市地方独立行政法人法施行細則(平成26年吹田市規則第5号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>
	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の既定により佐世保市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 地方独立行政法人北松中央病院(以下「法人」という。)は、法第25条第1項の規定により佐世保市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長崎市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により福岡市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により秋田市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により吹田市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>
	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、佐世保・長崎県北地域に求められる医療を提供し、医療に関する調査及び研究、医療従事者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関等々と連携して住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守るため、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人福岡市立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与するため、地方独立行政法人市立秋田総合病院定款(以下「定款」という。)第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的、継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担と連携を行うことにより、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人市立吹田市民病院定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	
第2章 業務の方法	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1)医療を提供すること。 (2)医療に関する地域への支援を行うこと。 (3)災害時における医療救護を行うこと。 (4)医療に関する調査及び研究を行うこと。 (5)医療に関する従事者の研修を行うこと。 (6)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。</p>	<p>(業務の方法に関する事項) 第3条 地方独立行政法人は定款第11条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 急性期、亜急性期、慢性期医療の提供及び附帯業務 二 救急医療の提供及びその附帯業務 三 人間ドック、健診などの予防医療の提供及びその附帯業務 四 地域の医療機関が利用できる受託検査業務 五 地域全体の感染予防対策医療、災害対策医療の提供及びその附帯業務 六 リハビリ、在宅医療の推進及びその附帯業務 七 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 八 介護保険に関する事業及びその附帯業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その第1条の目的を達成するため、その建物の一部、設備、器械及び器具を、勤務しない医師、又は歯科医師の診療のために利用させることができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1)医療の提供 (2)医療に関する研究 (3)医療に従事する技術者の研修 (4)前3号に掲げる業務に附帯する業務 (5)その他法人の安定的な運営に資する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、新薬の開発治験など、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1)医療の提供 (2)医療に関する調査及び研究 (3)医療に関する従事者の研修 (4)前3号に掲げる業務に付帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、新薬の開発治験など、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)医療を提供すること。 (2)医療に関する調査および研究を行うこと。 (3)医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (4)医療に関する地域への支援を行うこと。 (5)災害時における医療救護を行うこと。 (6)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、前項各号に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械および器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査および研究ならびに業務を行うことができる。</p>	<p>(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)医療を提供すること。 (2)医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3)医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (4)医療に関する地域への支援を行うこと。 (5)人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。 (6)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>

	佐世保市総合医療センター	北松中央病院	長崎市立病院機構	福岡市立病院機構	市立秋田総合病院	市立吹田市民病院
	<p>(緊急時の市長の要求)又は(緊急事態への対処) (第5条)法人は、定款第18条第1項の規定に基づき、市長から必要の実施を求められた時は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。</p> <p>2 法人は、定款第18条第2項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。</p>		<p>(緊急事態への対処) 第5条 法人は、定款第19条第1項の規定に基づき、市長から必要の実施を求められた時は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。</p> <p>2 法人は、定款第19条第2項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。</p>	<p>(緊急時の市長の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、市長から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。</p>		<p>(緊急時における市長の要求) 第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、市長から定款第17条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。</p>
	<p>(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務委託の基準) 第4条 法人は、他に委託して実施することが効率的であると認める等業務の一部を委託することができる。 2 法人は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。</p>	<p>(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務の委託) 第5条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>
	<p>(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>		<p>(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約) 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>
	<p>(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。</p>	<p>(競争入札その他契約に関する基本的事項) 第5条 法人は、売買、賃借、請負、その他の契約に関しては、競争入札を実施する等、品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。</p>	<p>(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。</p>	<p>(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。</p>	<p>(競争入札その他契約に関する基本的事項) 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他の法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約もしくはせり売りによることができるものとする。</p>	<p>(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他の法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。</p>
第3章 業務の委託	<p>(委任) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めることによる。</p>	<p>(補足) 第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(委任) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。</p>	<p>(委任) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。</p>	<p>(委任) 第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(その他) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。</p>
第4章 雑則	<p>この業務方法書は、市長の認可のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</p>	<p>この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>この業務方法書は、秋田市長の認可があった日から施行する。</p>	<p>この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
附則		<p>この業務方法書は、平成22年3月31日から施行する。</p>				